



## 4 国民健康保険

問 国保・年金課(市庁舎2階／☎214－2083)

職場の健康保険などいずれの保険にも加入していない人は、国民健康保険に加入が必要です。また、国民健康保険の加入・脱退などには届出が必要です。届出事由が発生したら14日以内に、国保・年金課または市民課、各事務所へ届け出てください。

### ■こんなときには届出を

| こんなとき      |                          | 手続きに必要なもの                                                                   |
|------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 国民健康保険に入る  | ・他の市区町村から転入してきた          | 転出証明書                                                                       |
|            | ・職場の健康保険をやめた             | 健康保険資格喪失証明書                                                                 |
|            | ・職場の健康保険の被扶養者からはずれた      |                                                                             |
|            | ・子どもが生まれた                | 母子健康手帳                                                                      |
| 国民健康保険をやめる | ・生活保護を受けなくなった            | 保護廃止決定通知書                                                                   |
|            | ・他の市区町村へ転出する             | 資格確認書または保険証                                                                 |
|            | ・職場の健康保険へ入った             | 国民健康保険の資格確認書または保険証、職場の健康保険に加入した証明書または加入したことがわかるもの(職場の資格確認書など加入者全員の名前がわかるもの) |
|            | ・職場の健康保険の被扶養者になった        |                                                                             |
| その他        | ・国民健康保険の被保険者が死亡した        | 亡くなられた人の資格確認書または保険証、死亡診断書                                                   |
|            | ・生活保護を受けるようになった          | 資格確認書または保険証、保護開始決定通知書                                                       |
|            | ・市内で住所が変わった　・世帯主や氏名が変わった | 資格確認書または保険証                                                                 |
|            | ・世帯が分かれたり、一緒になった         |                                                                             |
|            | ・修学のため、別に住所を定める          | 資格確認書または保険証、在学証明書                                                           |
|            | ・資格確認書または保険証を紛失または破損したとき | 来庁者の本人確認書類(運転免許証など)                                                         |

※届出の際には、マイナンバーカードや運転免許証などで来庁者の本人確認をさせていただきます。世帯を別にしている人が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。マイナンバーのわかるものが必要です。

※令和6年12月2日をもって保険証の発行は終了しました。なお、お手元の保険証の有効期限は最長で令和7年7月31日です。

### ■高額療養費の支給

保険対象医療費の患者負担額が、月ごとに同じ医療機関など(入院・外来・歯科別)において、右表および下表の限度額を超えた時、超えた額が支払われます。ただし、70歳未満の人は、同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担金が多回数生じた場合に合算されます。該当する際は、受診月から3か月後以降に市から通知しますので申請してください。

◆申請に必要なもの 高額療養費支給申請書、印鑑、医療機関の領収書、振込先口座が確認できるもの、来庁者の本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

#### ▼70歳～74歳の人自己負担限度額(後期高齢者を除く)

| 区分         |              |                       | 1か月の自己負担限度額                                  |                          |          |
|------------|--------------|-----------------------|----------------------------------------------|--------------------------|----------|
|            |              |                       | 外来<br>(1人あたり)                                | 外来＋入院<br>(世帯単位)<br>3回目まで | 4回目から※1  |
| 住民税課税世帯    | ※2<br>現役並み所得 | Ⅲ(住民税課税所得<br>690万円以上) | 252,600 円 ※総医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算 | 140,100 円                |          |
|            |              | Ⅱ(住民税課税所得<br>380万円以上) | 167,400 円 ※総医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算 | 93,000 円                 |          |
|            |              | Ⅰ(住民税課税所得<br>145万円以上) | 80,100 円 ※総医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算  | 44,400 円                 |          |
|            |              | 一般                    | 18,000 円(年間上限※4144,000 円)                    | 57,600 円                 | 44,400 円 |
| 住民税非課税世帯※3 |              | Ⅱ                     | 8,000 円                                      | 24,600 円                 |          |
|            |              | Ⅰ                     |                                              | 15,000 円                 |          |

### ■限度額適用認定証・標準負担額減額認定証(資格確認書または国民健康保険証で受診する場合)

●一つの医療機関に支払う医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費(保険対象分)が自己負担限度額までになります。ただし、認定証の交付は申請が必要です。

※マイナ保険証をご利用の人、70歳以上の住民税課税世帯で自己負担額が2割の人、上表の現役並み所得Ⅲの人は、「限度額適用認定証」は不要です。

●住民税非課税世帯の人が入院した場合、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、右表のとおり食事代が減額されます。認定証の交付は申請が必要です。

◆対象者 限度額適用認定証：保険料の滞納のない人、マイナ保険証をお持ちでない人 標準負担額減額認定証：特別療養費の対象でない人

◆申請に必要なもの 申請直前に保険料を納付した場合はその領収書、来庁者の本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

◎マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

### ■出産育児一時金の支給

国民健康保険の被保険者が出産したときは、世帯主が請求してください。また、市から医療機関に対して直接一時金を支払うこともできます。

### ■葬祭費の支給

国民健康保険の被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人が請求してください。

◆申請に必要なもの 死亡診断書、葬祭を行った人の確認できるもの(会葬礼状など)、葬祭を行った人の印鑑、来庁者の本人確認書類、振込先口座が確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

### ■療養費の支給

#### ●保険証などを持たずに治療を受けた時

緊急時ややむを得ない理由でマイナ保険証、資格確認書や保険証を持たずに治療を受けた場合、旅行先(海外渡航中を含む)などで病気になる医療機関で治療を受けた場合、治療費の一部を支給します。

◆申請に必要なもの 診療(調剤)報酬明細書、領収書、印鑑、来庁者の本人確認書類、振込先口座が確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

#### ●コルセットなどの補装具代金

◆申請に必要なもの 補装具を必要とした医師の証明書、領収書(明細を含む)、印鑑、来庁者の本人確認書類、振込先口座が確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

## 5 国民年金(日本に住んでいる20歳から60歳の人は全員加入)

問 ●国民年金：国保・年金課(市庁舎1階／☎214－2086)、岐阜北年金事務所☎294－6364  
●厚生年金：岐阜北年金事務所☎294－6364、岐阜南年金事務所☎273－6161、街角の年金相談センター岐阜(香蘭2－23・オーキッドパーク内／来訪相談専用)

| ■国民年金の加入者は3タイプ | ●第1号被保険者<br>自営業、農林漁業などの人とその配偶者、20歳以上の学生など | ●第2号被保険者<br>職場の年金(厚生年金保険)に加入している人 | ●第3号被保険者<br>第2号被保険者に扶養されている配偶者 |
|----------------|-------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
|----------------|-------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|

■こんな時には届出を 届出が遅れると年金が受けられなくなる場合もありますので、ご注意ください。

| こんな時        |                            | 手続き先                                                       | 手続きに必要なもの                                               |
|-------------|----------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 国民年金に入る・やめる | 20歳になった                    | 第1号被保険者⇒市役所、年金事務所<br>第3号被保険者⇒配偶者の勤務先                       | 本人確認書類(運転免許証など)<br>配偶者の勤務先へお問い合わせください                   |
|             | 会社を退職した                    | 市役所                                                        | 年金手帳※、資格喪失証明書または離職証明書                                   |
|             | 会社に就職した                    | 勤務先                                                        | 勤務先へお問い合わせください                                          |
|             | 配偶者の扶養になった                 | 配偶者の勤務先                                                    | 配偶者の勤務先へお問い合わせください                                      |
|             | 配偶者の扶養からはずれた               | 市役所                                                        | 年金手帳※、資格喪失証明書                                           |
|             | 配偶者が会社をかわった                | 配偶者の新しい勤務先                                                 | 配偶者の新しい勤務先へお問い合わせください                                   |
|             | 住所・氏名が変わった                 | 第1号被保険者⇒年金事務所<br>第2・3号被保険者⇒勤務先                             | 年金事務所へお問い合わせください<br>勤務先へお問い合わせください                      |
|             | 海外に居住して任意加入する<br>※日本人に限りです | 国内に協力者がいる⇒市役所<br>国内に協力者がいない⇒年金事務所                          | 年金手帳※、本人確認書類(運転免許証など)ほか                                 |
|             | 海外に居住して任意加入しない             | 市役所                                                        | 年金手帳※、本人確認書類(運転免許証など)ほか                                 |
|             | 60歳以降任意加入する・やめる            | 市役所                                                        | 年金手帳※、預金通帳、通帳届出印                                        |
| 保険料の納付が困難な時 | 手帳(基礎年金番号通知書)をなくした         | 第1号被保険者⇒市役所、年金事務所<br>第2号被保険者⇒勤務先<br>第3号被保険者⇒配偶者の勤務先        | 本人確認書類(運転免許証など)<br>勤務先へお問い合わせください<br>配偶者の勤務先へお問い合わせください |
|             | 免除(納付猶予)申請をする              | 市役所                                                        | 年金手帳※、失業の場合は雇用保険被保険者離職票ほか                               |
|             | 学生納付特例を申請する                | 市役所                                                        | 年金手帳※、学生証ほか                                             |
|             |                            |                                                            |                                                         |
| 年金を受ける手続き   | 老齢基礎年金の受給手続き               | 第1号被保険者期間のみ⇒市役所<br>第3号被保険者期間を含む⇒年金事務所                      | 戸籍謄本ほか<br>年金事務所へお問い合わせください                              |
|             | 障害基礎年金の受給手続き               | 20歳前に障がいになった場合⇒市役所<br>初診日に第1号被保険者⇒市役所<br>初診日に第3号被保険者⇒年金事務所 | 指定の診断書、戸籍謄本ほか<br>(相談・受付は事前にご予約ください)<br>年金事務所へお問い合わせください |
|             | 亡くなった                      | 第1号被保険者期間のみ⇒市役所<br>国民年金受給中⇒年金事務所                           | 請求者の戸籍謄本、世帯全員の住民票ほか<br>年金事務所へお問い合わせください                 |
|             |                            |                                                            |                                                         |

※年金手帳もしくは基礎年金番号通知書が必要です。

### ■高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険で1年間(毎年8月1日から7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の合計額(高額療養費や高額介護サービス費を除く)が、世帯単位の算定基準額(世帯の所得に応じて決定)を超える場合は、超えた金額を支給します。申請が必要です。※支給基準額(500円)を超えた場合に支給します。70歳未満の人の場合、21,000円未満の自己負担金は合算できません。

### ■非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減

解雇や倒産などの理由により離職された場合において、失業された人の給与所得を、100分の30とみなして国民健康保険料を算定できる場合があります。◆対象者 離職時に64歳以下の人 ◆届出に必要なもの 雇用保険受給資格者証、来庁者の本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

### ■国民健康保険料の平日夜間・休日納付窓口

本人確認書類をご持参ください。◆平日夜間 毎週木曜日(祝日・年末年始を除く)の午後5時30分～8時 ◆休日 毎週日曜日(年末年始を除く)の午前10時～午後3時 ◆場所 納税課

■特定健康診査 →詳細は32ページをご覧ください。

### ■一部負担金の減免制度

災害や病気など特別の事情により収入が一定額以下になり、入院などで医療機関へ支払う一部負担金の支払いが困難になったとき、減免や支払い猶予を一時的に受けられる場合があります。